



ハグマンレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所

P1



コラム

中小企業の決算書は信頼できない？

中小企業を中心としたお客様に、会計つまり決算書の作成をベースとしたお手伝いをさせていただいている会計事務所としましては、作成する決算書の信頼性をどうやって高めるかというのが、昔から最も重要なテーマのひとつであります。

なぜなら、金融機関の一部には、これまでの苦い経験から、中小企業では粉飾決算が当たり前で、残念ながら決算書に全幅の信頼が置けないと思われるところが依然として残っているからです。

近年は「事業性評価」と言われるように、金融機関が融資を行う際の判断基準として、事業の成長性や将来のキャッシュフローに重きを置いた融資にシフトしていこうとする中で、決算書の信頼性は不可欠のものとなっています。

決算書の信頼性が確保されていない状況では、金融機関も安心して積極的な融資ができませんし、従来通りの不動産担保や保証人に頼った融資とならざるを得ません。

私どもの事務所としましては、金融機関と連携し、金融機関に健全かつスムーズな事業支援を実施してもらうために、信頼性の高い決算書の作成に力を注いで参りましたし、今後もさらに強化していく方針です。

そして今回、TKCのFXシリーズをご利用いただいている企業様には、「TKC モニタリング情報サービス」がご利用できるようになっております。

これは、企業様からの依頼に基づいて、決算時に取引のある金融機関へコピーしてお渡しする決算書類等を、インターネット経由で金融機関へ提出する仕組みです。

そのメリットは下記の3つとされています。

1. 決算書をコピーしたり郵送する手間がなくなります。
2. スピーディーなデータ提供により融資審査が早まります。
3. 信頼性の高い決算書が金融機関からの評価を高めます。

もちろん取引のあるすべての金融機関に提出するわけではありません。融資を受けている等、毎年決算書を提出している金融機関に限定できます。

この仕組みを利用した決算書の提出により、毎月の規則的に実施された監査にて積み上げられ、その集大成として正確に作成された決算書の信頼性を、さらに高めることにつながります。

さらに、同時に提出することのできる下記の書類もまた決算書の信頼性を高めます。

1. 中小会計要領チェックリスト
2. 税理士法第33条の2添付書面
3. 記帳適時性証明書

お申込みも極めて簡単です。詳細につきましては、私どもの担当者へお尋ね下さい。



P2

情報

在留資格「特定技能」について

本誌3月号で外国人雇用についての情報をお届けしましたが、4月から施行された改正入管法（正確には出入国管理及び難民認定法）において、新たな在留資格が創設されています。深刻な労働力不足に対する政策として、外国人雇用の拡大を目的とした今回の改正について内容の確認をしてみましょう。

現在の在留資格の実態

外国人が日本で働く際には、働くことが許可されていることを証明する在留資格が必要になります。在留資格とは「外国人が合法的に日本に滞在するために（就労するために）必要な資格」のことです。

この在留資格は33種類あり、それぞれに定められた活動や配偶者などの地位によって在留が認められていたり、日本における滞在期間や滞在中にできる活動内容が変わります。就労によって在留資格が認められている外国人も、就労の内容によって在留資格の種類は異なり、認められた活動以外の活動は認められていません。

改正による新しい在留資格：「特定技能」の創設

今までは、いわゆる単純業務に従事が可能であった在留資格は「技能実習」のみでした。（※「日本人の配偶者」などの身分系の在留資格を除く。）この「技能実習」という在留資格を持つ外国人は、特定の技能を習得するという目的で最長5年間、日本で働くことが許可されていて、実際に現場に入りながらOJTを通して技能を学ぶことができます。

しかし、実習期間を満了すると母国に帰らなければならないという点で、実際のニーズに沿わないという問題があります。今回新設される「特定技能」は、この問題を緩和すべく、実質的には「技能実習」の延長とも言える在留資格でしょう。

この在留資格を取得するためには、一定以上の技能実習経験があるか、定められた日本語能力やビジネススキルの試験に合格する必要があります。

- 特定技能1号：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- 特定技能2号：同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- ★特定産業分野（14分野）：介護、ビルクリーニング、素材形産業、産業機械製造、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業（特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可）

※新たにハクシオンレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。
会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL _____

FAX 079-288-0997
FAX _____



労働保険の年度更新、算定基礎届の

準備・提出はお早めに！

【労働保険】

労働保険は、毎年、前年度の確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料の申告・納付の手続（年度更新）が必要です。

本年度の年度更新期間は、**6月3日（月）から7月10日（水）**までです。

年度更新の申告書は、事業主あてに5月末頃に発送されていますので、期間中にお近くの金融機関、または労働基準監督署で申告・納付手続きをお願いします。なお、本年度については、労災保険料率、雇用保険料率ともに改定はありません。

また、窓口に出向くことなく納付できる「口座振替」を行うこともできますので、ご検討ください。（事前に手続きが必要です。）

【算定基礎届】

健康保険及び厚生年金保険被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、7月1日現在で使用している全ての被保険者に4～6月に支払った賃金を、事業主の方から届出いただき、この内容に基づき、毎年1回標準報酬月額を決定します。これを算定基礎届の定時決定といいます。

決定された標準報酬月額は、原則1年間（9月から翌年8月まで）の各月に適用され、納めていただく保険料の計算や将来受け取る年金額等の計算の基礎となります。

この「算定基礎届」の用紙は、6月上旬から順次、事業所宛に届きますので、**7月1日（月）から7月10日（水）**までに手続きをお願いします。

本年度より、8月または9月に随時改定が予定されている被保険者にかかる算定基礎届について、事業主から申出をいただいた場合は、7月提出時において、算定基礎届の届出を省略することが可能になりました。

また、「月額変更届」について、年間平均を用いた方法が昨年10月より追加されています。昇級時期と繁忙期が重なる事業所は、保険料が下がる場合があります。

いずれも日本年金機構HPに詳細が記載されていますので、該当する可能性がある場合は、ご確認ください。（記事担当：社会保険労務士 小山）



※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない

会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

TEL

FAX 079-288-0997

FAX